

林 陽子

交差・複合する差別と女性の人権

昨年は日本が国連の女性差別撤廃条約を批准してから三〇年目という節目の年であった。この条約を批准した国は、定期的に（原則は四年に一回）条約の実施報告書を国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）に提出する。提出された報告書は、CEDAWの二三名の委員によって検討された後、委員会に迎えた政府代表団に質問がなされる。

二〇一六年二月には七年ぶりの日本の報告書審査がCEDAWで行われた。雇用や教育の平等、ジェンダーに基づく女性に対する暴力、健康など多岐にわたる課題のなかから、CEDAWはどの国に対しても二つの最優先課題を選択する。日本に与えられた課題は、ひとつは家族法に残る差別、すなわち、夫婦同姓の強制、婚外子差別、婚姻適齢（男性一八歳、女性一六歳）をなくすこと。もうひとつは、マイノリティー女性に対する差別をなくし、そのためにとられた措置について政府から独立した機関が定期的に監視を行うこと、というものである。前者に関しては、夫婦同姓強制は憲法違反ではないとの最高裁判決が出ており（二〇一五年二月）、後者については、日本には政府から独立した国内人権機関がそもそも存在しないので、きわめてハードルの高い課題を出されたと思う。

マイノリティー女性の問題がCEDAWの注目を惹いたのは、日本から多くの当事者の女性が出かけ、委員に対する働きかけを行った成果である。とりわけ障害を持った女性たちのグル

ープの活躍はめざましく、日本政府に対する報告の随所に障害を持った女性に関する施策をとることが盛り込まれた。今年は障害者の権利条約が国連総会で採択されて一〇周年（日本の批准は二〇一四年）の記念すべき年でもある。女性の人権問題を扱うCEDAWにとっても、障害者の権利条約はきわめて重要である。なぜなら、この条約は、締約国が障害を持った女性が複合的な差別を受けていることを認識し、障害を持った女性の人権と基本的自由の確保のための措置をとることを明記する（六条）からである。国連障害者の権利委員会（CEDAWと同じような人権条約の実施機関）は、今年に入り、障害を持った女性の権利に関する解釈指針（一般勧告三号）を採択した。この文書は、人は差別を単一のものとして経験するのではなく、アイデンティティー、社会的地位、置かれた環境などの複数の局面のなかで起こる問題であると捉える。交差し、複合する形態の差別に対しては、性別などの特性によりデータを集計し、当事者と協議して政策を立案し、差別をしないという原則に違反した場合は救済を強制執行可能なものにする必要がある、という。

日本では障害者差別解消法が二〇一六年四月一日から施行され、地方自治体における障害者の権利のための条例も成立してきている。これらの法律や条例が、性別に基づくデータを備え、当事者参加のもとで政策が立案、実行され、違反した場合に有効な制裁があるのか、注視し提言をしていきたい。

はやし ようこ／弁護士・国連女性差別撤廃委員会委員長

早稲田大学法学部卒。弁護士。
2008年より国連女性差別撤廃委員会委員、2015年より同委員長。共著書『女性差別撤廃条約と私たち』（2011年、信山社）。